

令和8年度歳末たすけあい“地域ふれあい事業”配分助成 募集要領

1. 配分助成金の目的

富里市内で活動する社会福祉施設、地区社会福祉協議会、社会福祉を目的とするNPO法人または富里市ボランティアセンターに登録しているボランティアグループが、年末年始に行う地域の住民との交流を目的とした独自の事業に対して、歳末たすけあい募金の一部を配分助成することにより、地域福祉活動へのより一層の理解と協力を図ることを目的とする。

2. 配分助成対象団体

- ・市内の社会福祉施設(社会福祉法人)
- ・地区社会福祉協議会
- ・社会福祉を目的とするNPO法人
- ・市ボランティアセンターに登録している市内で活動するボランティアグループ

3. 配分助成対象となる事業及び実施期間

1団体につき1事業として、年末・年始(12月1日～1月31日)に地域の住民との交流を目的とした独自に行う事業で本会が認める事業とします。

例えば、クリスマス会・もちつき会・炊き出し訓練等が考えられます。ただし、事業を複数の団体で行う場合は1事業とする。

なお、次に掲げるものは対象としない。

- ① 他の資金と重複して行う事業
- ② 営利又は特定の政治・宗教に関することを目的とする事業
- ③ 利用者又は会員のみで行う事業

4. 配分助成対象経費

上記の対象事業を実施するために必要な経費とする。(別表1参照)

また、次に掲げる経費は対象としない。

- ① 団体の運営経費(職員給料、役職員への報酬、家賃、光熱水費)
- ② 事業内容に照らして著しく高額である物品の購入経費
- ③ 介護保険または自立支援給付の各サービスと重複する経費
- ④ 本会が不適切であると認める経費

5. 配分助成額

総事業費の2分の1の額(上限30,000円)とする。

6. 応募方法

(1) 応募期間

令和8年10月19日(月)から令和8年11月13日(金)まで ※期日厳守

(2) 応募手続

- ・助成を受けようとする団体は、配分助成金要望書(様式第1号)に必要な書類を添付して本会事務局に提出する。

《必要書類》

- 配分助成金要望に係る事業計画書(様式第2号)
- 物品等を購入の場合:カタログ、見積書の写し

(3) 応募に必要な要件

① 配分助成金要望に係る事業計画書の記載について

- ・計画書は、記載事項に従って記載すること。
- ・事業計画及び配分助成金を必要とする理由の項目については、事前に事業の必要性を十分に検討した上で、明確かつ具体的に記載すること。

② 事業効果の普及、事業の継続性について

- ・配分助成金は、寄付者の浄財を社会福祉事業に使うよう委託されたものであるため、疑惑をもたれたり、または非難を受けることのないようにすること。
- ・事業を行うための、PR用チラシや広報紙及び看板等には「歳末たすけあい募金配分事業」であることを明示して事業を実施すること。
- ・配分助成金に関し諸報告を求められたとき、または、経理内容等について調査を行う場合には応じること。

7. 選考方法及び結果

(1) 選考方法

本会では、幅広く配分助成する観点から、配分助成事業の必要性や効果を考慮し、本会会長が決定する。

なお、令和7年度以前において、配分助成を受け事業を実施した場合は、当該事業の評価結果も考慮して決定する。

(2) 結果

選考結果については、令和8年11月下旬に文書をもって通知する。

8. 配分助成金の支払い手続

事業終了後、配分助成金交付請求書(様式第3号)の提出により、原則として指定口座へ振込む(2月下旬予定)。

9. 事業報告

事業終了後、配分助成金使途結果報告書(様式第4号)に必要書類を添付して、本会事務局に提出する。

《必要書類》

- 領収書の写し
- 事業を実施したことが分かるチラシや写真等

10. 問い合わせ・送付先

〒286-0221 富里市七栄653番地2(富里市福祉センター内)

社会福祉法人富里市社会福祉協議会

TEL 0476(92)2451 FAX 0476(92)2495

別表 1

<想定される必要な経費>

諸謝金	講師の謝礼など
旅費交通費	事業で必要となるバス運賃、ガソリン代の実費など
消耗品費	用紙、文具、景品代、消毒液、マスク等の購入など
通信運搬費	郵便代など
損害保険料	行事保険など事業実施にかかる保険料(ボランティア活動保険は含まれない)
賃借料	会場借上げ料、レンタル料など
水道光熱費	電気、ガス、水道、冷暖房などの使用料(プロパンガスのレンタル使用料等の事業用として明確に区分できるものに限る)
食材料費	会食などの事業で使う弁当代、茶菓子代
備品購入費	物品(事業内容に照らして著しく高額な物品は認められません)
雑費	会場入場料・通行料、駐車料金、その他上記以外のもの